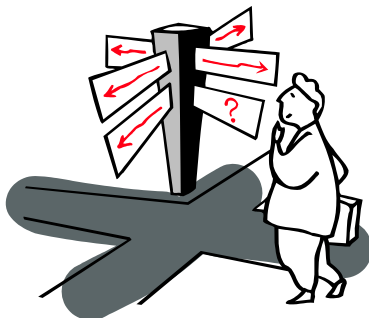




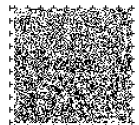
区民相談室のご案内

◎区民相談室で行っている各種相談のご案内です。詳しくは区のホームページをご覧ください。各區民相談室へお問い合わせください。

目	次
相談の利用のしかた	1
相談の日程表	1
区民相談	2
外国人相談	2
交通事故相談	2
弁護士相談	3~4
司法書士相談	5~6
行政書士相談	5~6
税理士相談	5~6
弁護士相談の ファクシミリでの予約申し込み	7~8
施設案内図	9~10



世田谷区



相談の利用のしかた

《ご相談の前に》

区民相談室が行う相談は、相談者の申し出に基づき、問題解決に向けて適切な助言を行うことを目的としています。問題の解決はあくまでも相談者ご自身が行ってください。相手との交渉・仲介・あっせんは行いません。

- ◎相談者は、世田谷区内に在住・在勤・在学の方に限ります。
- ◎相談は、面談または電話となります。
- ◎なるべくご本人がご相談ください。
- ◎あらかじめ、相談の内容を分かりやすくまとめておいてください。
- ◎関係資料などがありましたら、相談時にお手元にご用意ください。
- ◎相談時間終了間際の相談は、時間の都合上、十分にお応えできない場合があります。相談が複数ある場合は、時間配分に注意してください。
- ◎相談料はすべて無料です。
- ◎秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

相談の日程表

※相談日は、祝日及び12/29～1/3を除きます。詳細は、2～6頁をご覧ください。

相談	会場	月	火	水	木	金	時間
区民相談	世田谷総合支所	○	○	○	○	○	午前8時30分～ 午後5時
	北沢総合支所	○	○	○	○	○	
	玉川総合支所	○	○	○	○	○	
	砧総合支所	○	○	○	○	○	
	烏山総合支所	○	○	○	○	○	
外国人相談	英語	世田谷 総合支所	○	○	○	○	午前8時30分 ～12時 午後1時～午後5時
	中国語		○	○		○	
交通事故相談	世田谷総合支所		○			○	
弁護士相談	世田谷総合支所			予約制			午後1時30分～ 午後4時15分
	北沢総合支所				予約制		
	玉川総合支所					予約制	
	砧総合支所		予約制				
	烏山総合支所	予約制					
司法書士相談	世田谷総合支所				第2木 予約制		午後1時30分～ 午後4時15分
行政書士相談	世田谷総合支所				第3木 予約制		午後1時30分～ 午後4時15分
税理士相談	世田谷総合支所				第4木 予約制		午後1時30分～ 午後4時15分

区 民 相 談

相続や不動産、金銭貸借等日常生活の中で起こる様々な困りごとや悩みの相談、ご遺族の方の諸手続き先のご案内(おくやみ相談)に応じます。

相談日時 月曜日から金曜日
午前8時30分
～午後5時

相談員 区民相談員

相談場所 問合せ先	世田谷総合支所区民相談室 TEL03-5432-2016
	北沢総合支所区民相談室 TEL03-5478-8001
	玉川総合支所区民相談室 TEL03-3702-4864
	砧総合支所区民相談室 TEL03-3482-3139
	烏山総合支所区民相談室 TEL03-3326-6304

※正午から午後1時は交替で勤務しております。内容によっては、午後1時までお待ちいただく場合がありますので、ご了承願います。

外国人相談(がいこくじんそうだん)

日常生活や行政に関する相談、情報提供。タブレット端末等による多言語対応も行っています。

◎相談員による相談日

えいご 英語	げつようび から きんようび 月曜日～金曜日
ちゅうごくご 中国語	げつ・か・もくようび 月・火・木曜日

相談時間 午前8時30分～12時
ごご1時から5時
午後1時～5時

相談員 外国人相談嘱託員

相談場所 世田谷総合支所
問合せ先 区民相談室外国人相談
TEL03-5432-2892

◎タブレット端末等による相談日

げつようび から きんようび 月曜日～金曜日

<対応言語(たいおうげんご)>

【映像通訳(えいざうつうやく)】

午前8時30分～午後5時

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語

午前9時～午後5時

タイ語、ベトナム語、タガログ語、ロシア語、
フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、
ネパール語

【電話通訳(でんわつうやく)】

午前8時30分～午後5時(ヒンディー語は9時～)

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、
タイ語、ベトナム語、タガログ語、ロシア語、
フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、
ネパール語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、
シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語、ウクライナ語、
アラビア語

交通事故相談

交通事故に関する相談、自動車損害賠償責任保険の請求方法などの相談に応じます。

相談日時 火・金曜日 午前8時30分～12時、午後1時～午後5時

相談員 交通事故相談嘱託員

相談場所 世田谷総合支所区民相談室
問合せ先 TEL03-5432-2016

弁護士相談をご利用するにあたって

相談にあたっては次のことをお願いいたします。

1. あらかじめ相談内容を整理したうえでご相談ください。

相談時間は25分です。あらかじめ相談内容を整理し、要点をまとめたうえでご相談ください。なお、助言内容についてメモを取ることは可能です。
(録音・録画はお断りしています)。

2. 関係資料をご用意ください。

相談に関する資料(たとえば金銭貸借にともなう契約書や、土地・建物の図面等)をご用意いただくと、より適切な助言を受けることができます。

3. 書類作成や記載内容の点検、相手方との交渉等を行いません。

書類作成における助言は行いますが、書類作成そのものや記載内容の点検、相手方との交渉や仲介、あっせん等を行いません。

4. 同一案件の再相談・継続相談、企業・法人活動上の相談、調停や裁判で係争中の案件の相談はできません。

区では、より多くの方に相談の機会を提供するために、同一案件についての再相談・継続相談は受け付けておりません。助言を参考に、ご自身の判断で解決の方策をご検討ください。また、企業・法人活動上の相談や、調停や裁判で係争中の方の相談も受け付けておりません。

5. 相談予約をキャンセルする場合

相談予約をキャンセルする場合は、なるべく早く予約をした区民相談室へご連絡ください。より多くの方に相談の機会を提供するため、ご協力をお願いいたします。

弁 護 士 相 談

土地、家屋、金銭の賃貸、親族関係や相続問題等、法律問題全般の相談に応じます。

相談は予約制です

【予約方法】 希望する相談日の一週間前の同じ曜日から受け付けます。
相談を希望する区民相談室に電話で予約をしてください。

【受付時間】 予約開始日は午前9時から電話で予約を受け付けます。
その他の日は午前8時30分から午後5時となります。

- ・予約開始日が祝日の場合は、直前の業務日から予約を受け付けます。
ただし、5月の連休や年末年始の時期は予約開始日が変則的となる場合がありますので、お問い合わせください。
- ・聴覚や言語に障害等がある方は、ファクシミリでのお申し込みができます。
(7、8頁参照)

【相談日・相談場所・予約先】

相談日	相談場所・予約先	電話番号
月曜日	烏山 総合支所区民相談室	03-3326-6304
火曜日	砧 総合支所区民相談室	03-3482-3139
水曜日	世田谷 総合支所区民相談室	03-5432-2016
木曜日	北沢 総合支所区民相談室	03-5478-8001
金曜日	玉川 総合支所区民相談室	03-3702-4864

【相談時間】

各相談時間 25分
①午後1時30分～
②午後2時05分～
③午後2時40分～
④午後3時15分～
⑤午後3時50分～

◎相談予約メモ◎

予約場所: _____ 総合支所 区民相談室

相談日: _____ 月 _____ 日 _____ 曜日

予約時間: 午後 _____ 時 _____ 分

司法書士・行政書士・税理士相談をご利用するにあたって

1. あらかじめ相談内容を整理したうえでご相談ください。

相談時間は25分です。あらかじめ相談内容を整理し、要点をまとめたうえでご相談ください。なお、助言内容についてメモを取ることは可能です。(録音・録画はお断りしています)。

2. 関係資料をご用意ください。

相談に関する資料(たとえば金銭貸借にともなう契約書や、土地・建物の図面等)をご用意いただくと、より適切な助言を受けることができます。

3. 書類作成や記載内容の点検、相手方との交渉等はいりません。

書類作成における助言は行いますが、書類作成そのものや記載内容の点検、相手方との交渉や仲介、あっせん等はいりません。

4. 同一案件の再相談・継続相談、企業・法人活動上の相談、調停や裁判で係争中の案件の相談はできません。

区では、より多くの方に相談の機会を提供するために、同一案件についての再相談・継続相談は受け付けておりません。助言を参考に、ご自身の判断で解決の方策をご検討ください。また、企業・法人活動上の相談や、調停や裁判で係争中の方の相談も受け付けておりません。(行政書士相談を除く)

司法書士・行政書士・税理士相談の予約について

司法書士・行政書士相談・税理士は、世田谷総合支所区民相談室のみで実施しています。世田谷総合支所区民相談室(9頁地図)へお越しいただくか、電話でのご相談となります。

相談は予約制です

【予約日時】

相談日の一週間前の同じ曜日の午前9時から予約を受け付けます。

※予約開始日が祝日の場合は、その前日の業務日から予約を受け付けます。

※予約開始日は午前9時から電話で予約を受け付けます。

その他の日は午前8時30分から午後5時となります。

【予約方法】

電話で予約をしてください。

【予約・問い合わせ先】

世田谷総合支所区民相談室 電話 03-5432-2016

◎相談は事前予約制です。予約方法は5頁をご確認ください。

司 法 書 士 相 談

くらしの中での登記、相続、成年後見などに関する相談に応じます。

【相談員】 司法書士

【相談日】 第2木曜日

【相談時間】 ①午後1時30分～②午後2時05分～

③午後2時40分～④午後3時15分～⑤午後3時50分～

【相談場所・予約先】 世田谷総合支所区民相談室 電話 03-5432-2016

行 政 書 士 相 談

事業開始・運営に関する許可、遺言・相続・契約・入国・在留許可申請などの行政機関に提出する書類などの作成についての相談に応じます。

【相談員】 行政書士

【相談日】 第3木曜日

【相談時間】 ①午後1時30分～②午後2時05分～

③午後2時40分～④午後3時15分～⑤午後3時50分～

【相談場所・予約先】 世田谷総合支所区民相談室 電話 03-5432-2016

税 理 士 相 談

くらしの中での税務に関する相談に応じます。

【相談員】 税理士

【相談日】 第4木曜日

【相談時間】 ①午後1時30分～②午後2時05分～

③午後2時40分～④午後3時15分～⑤午後3時50分～

【相談場所・予約先】 世田谷総合支所区民相談室 電話 03-5432-2016

◎相談予約メモ◎

専 門 家: 司法書士 ・ 行政書士 ・ 税理士

相 談 日: _____ 月 _____ 日 木曜日

予 約 時 間: 午後 _____ 時 _____ 分

◎相談予約のキャンセル

相談予約をキャンセルする場合は、なるべく早く世田谷総合支所区民相談室へご連絡ください。より多くの方に相談の機会を提供するため、ご協力をお願いいたします。

聴覚や言語に障害等がある方は、ファクシミリでのお申し込みも可能です。

弁護士相談の
ファクシミリでの予約申し込みについて

●所定の用紙（次頁「弁護士相談ファクシミリ申込書」）にてお申し込みください。

●予約受付方法

①相談日の一週間前の同じ曜日から受け付けます。

「弁護士相談ファクシミリ申込書」に記入して、相談を希望する総合支所に送信してください。

② 総合支所から、予約受付の結果のお知らせが送信されます。

※日時等の調整のため、ファクシミリでやり取りをする場合があります。

※予約結果のお知らせは必ず送信します。

申し込まれた次の日までにお知らせが届かない場合は、申し込みをした総合支所へお問い合わせください。

●予約受付時間

予約開始日は午前9時から予約を受け付けます。

その他の日は午前8時30分から午後5時となります。

※予約開始日が祝日の場合は、直前の業務日より受け付けます。

※5月の連休や年末年始の時期は、予約開始日が変則的となる場合がありますので、お問い合わせください。

●各総合支所の相談日

午後1時30分～午後4時15分 (1人25分)	
①午後1時30分～ ②午後2時05分～ ③午後2時40分～ ④午後3時15分～ ⑤午後3時50分～	
相談日（毎週）	相談場所
月曜日	烏山 総合支所区民相談室
火曜日	砧 総合支所区民相談室
水曜日	世田谷総合支所区民相談室
木曜日	北沢 総合支所区民相談室
金曜日	玉川 総合支所区民相談室

※相談日が祝日および年末年始の閉庁日に当たる場合は除きます。

※相談日当日、手話通訳をご希望の方はご自身で通訳者の派遣手続きをお願いします。

●ご不明の点などございましたら、8頁の《送信先・問合せ先》までご連絡ください。

弁護士相談 ファクシミリ申込書

氏 名		フリガナ	
住 所			
連絡先 F A X	F A X _____ (_____) ・区から、日程調整や予約受付の結果をお知らせする場合はファクシミリによる連絡になります。 ・ファクシミリでのやり取りになりますので、決定までに時間がかかることがあります。		
希望相談日時	・相談は、1人25分です。 ・希望する場所、日にちをご記入ください。 _____ 総合支所 _____ 月 _____ 日 (_____) ・希望する時間帯に○をしてください（複数可）。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ① (_____) 午後1時30分～午後1時55分 ② (_____) 午後2時05分～午後2時30分 ③ (_____) 午後2時40分～午後3時05分 ④ (_____) 午後3時15分～午後3時40分 ⑤ (_____) 午後3時50分～午後4時15分 </div>		
相談内容	・該当する相談内容に○を付けてください。 相続・金銭・契約・労働・その他 (_____)		
通信欄			

※相談を希望する総合支所にお送りください。

《送信先・問合せ先》

世田谷総合支所区民相談室	F A X 03-5432-3032	電話 03-5432-2016
北 沢総合支所区民相談室	F A X 03-5478-8004	電話 03-5478-8001
玉 川総合支所区民相談室	F A X 03-3702-0942	電話 03-3702-4864
砧 総合支所区民相談室	F A X 03-3482-1655	電話 03-3482-3139
烏 山総合支所区民相談室	F A X 03-3326-1050	電話 03-3326-6304

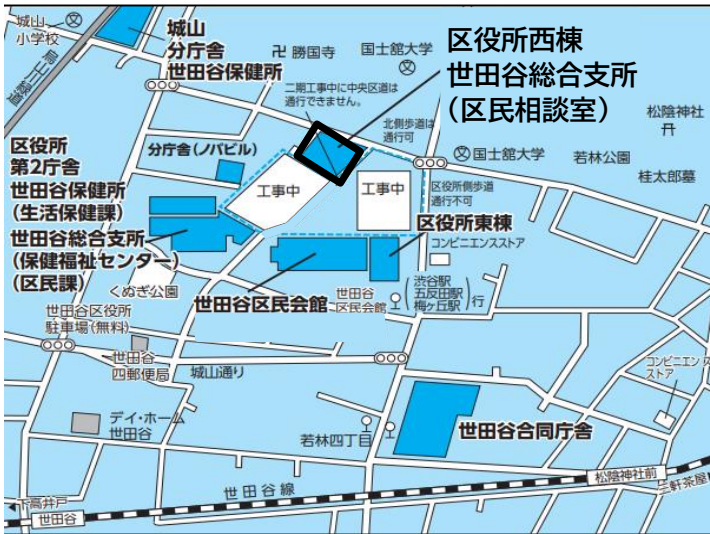
この用紙に書かれた内容は、弁護士相談の予約申し込み以外では使用いたしません。

世田谷区

施設案内図

《受付時間》
《閉庁日》

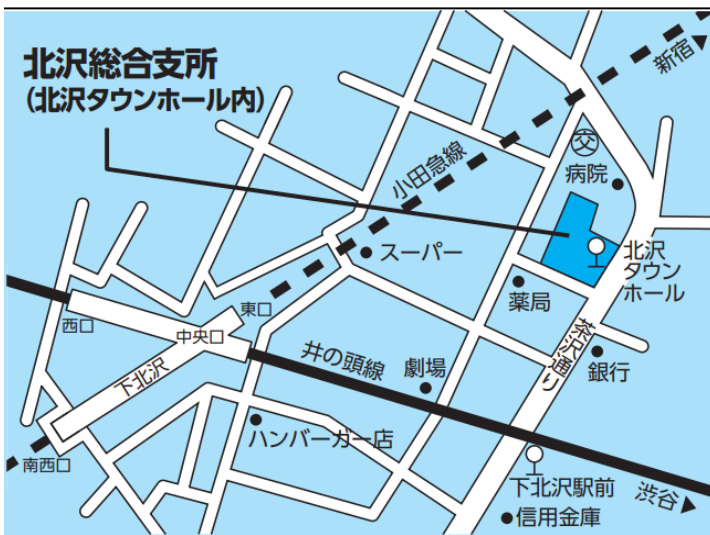
午前8時30分～午後5時
土曜・日曜、祝日、
年末年始(12月29日～1月3日)



○世田谷総合支所

世田谷区世田谷4-22-33 西棟

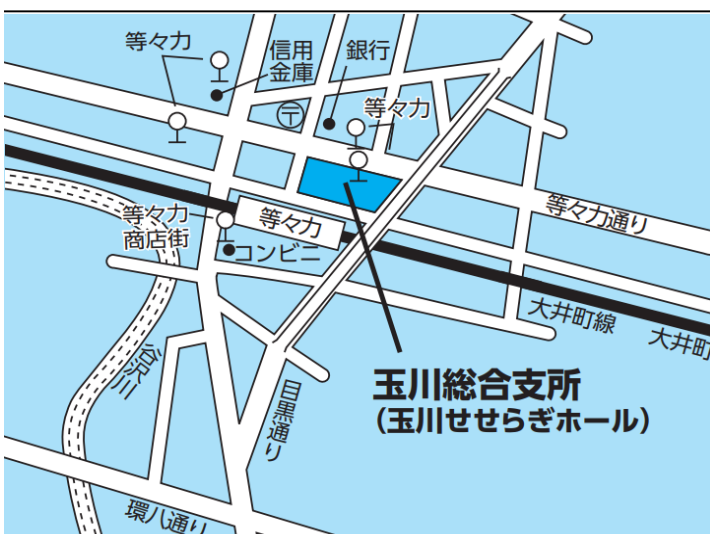
- 世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅下車各5分
- バス「世田谷区民会館」下車すぐ(渋52・反11・等13/渋谷駅・五反田駅・等々力操車所・梅ヶ丘駅～世田谷区民会館)
- バス「世田谷区役所入口」下車6分(渋21・22・23・24・26/渋谷駅～上町駅・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口)
- バス「世田谷駅前」下車7分(等11/等々力操車所～桜小学校)



○北沢総合支所

世田谷区北沢2-8-18
北沢タウンホール内

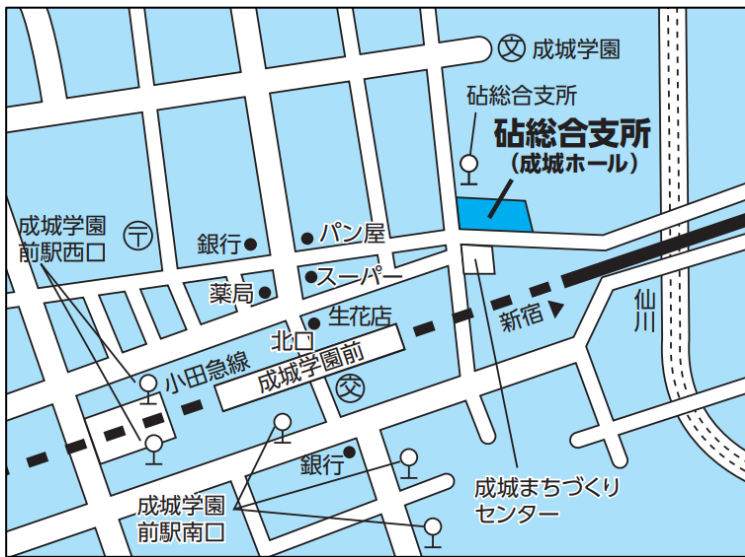
- 小田急線下北沢駅東口または井の頭線下北沢駅中央口下車5分
- バス「北沢タウンホール」下車すぐ(下61/駒沢陸橋～北沢タウンホール)



○玉川総合支所

世田谷区等々力3-4-1

- 大井町線等々力駅下車すぐ
- バス「等々力」下車2分(等12・13/成城学園前駅・梅ヶ丘駅～等々力操作所、東98/東京駅南口～等々力操作所)
- バス「等々力」下車すぐ(渋82/渋谷駅～等々力、等01/等々力～玉堤循環)



○砧総合支所

世田谷区成城6-2-1

- 小田急線成城学園前駅北口下車3分
- バス「成城学園前駅」下車5分
(渋24/渋谷駅、
玉07・31/二子玉川駅、
用06/用賀駅、
等12/等々力操車所
歳20・21/千歳船橋駅、
成01/つつじヶ丘駅南口、
成02/千歳烏山北口
成04/調布駅南口、
成05/狛江駅北口、
成06/千歳烏山駅南口～成城学園前駅
- バス「砧総合支所」下車すぐ
(祖師谷・成城地域循環)



○烏山総合支所

世田谷区南烏山6-22-14

- 京王線千歳烏山駅下車5分
- バス「烏山総合支所前」下車すぐ
(吉02/吉祥寺駅～千歳烏山駅北口)
- バス「千歳烏山駅(北口)」下車2分
(成02・吉02・荻58/千歳烏山駅
北口～成城学園前駅西口・吉祥寺駅、
北野～荻窪駅南口)
- バス「千歳烏山駅(南口)」下車8分
(成06・歳23・丘22/成城学園前
駅西口～千歳烏山駅南口、千歳船橋駅
～千歳烏山駅、つつじヶ丘駅北口～
千歳船橋駅)
- バス「千歳烏山駅」下車6分
(烏01/千歳烏山駅～久我山病院循環)

区民相談室のご案内 2026年4月発行
広報印刷物登録番号 NO. 2432

編集・発行 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目22番33号
電話:03-5432-2818 FAX:03-5432-3032